

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

告 示

告示	〇道路区域の変更(三七八・道路課)……………1
告示	〇道路区域の変更及び供用開始(三七九・道路課)……………1
告示	〇土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………1
選挙管理委員会告示	〇公職選挙執行規程の一部を改正する規程(九二)……………1

秋田県告示第三百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年七月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
百七号	新	旧	百七号	由利本荘市東由利館合字檜倉一〇番三から字檜倉三八番二まで	一一・〇〇〇〇五・〇〇	〇・三二七
	旧	新				
百五号及び二百八十五号	新	旧	百五号及び二百八十五号	北秋田市七日市字家後二〇七番地先から字前田六五番一地先まで	一一・七五〇五・〇〇	〇・八七四
	旧	新				

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年七月二十四日から同年八月六日まで

秋田県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十九年七月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
百七号	新	旧	百七号	由利本荘市東由利館合字檜倉一〇番三から字檜倉三八番二まで	一一・〇〇〇〇五・〇〇	〇・三二七
	旧	新				
百七号	新	旧	百七号	"	一一・〇〇〇〇五・〇〇	〇・三二七
	旧	新				

- 二 供用開始の期日 平成十九年七月二十四日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年七月二十四日から同年八月六日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、比内町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十九年七月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月二十四日

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋田県告示第九十一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年七月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一
公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公 告

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、
次のように改正する。
別表第二中

特別養護老人ホーム サン・サルビア	大仙市角間川町字元道巻九十七 番地
特別養護老人ホーム サン・サルビア	大仙市角間川町字元道巻九十七 番地
特別養護老人ホーム テンドーヒルズ	大仙市内小友字明通三十六番地 二

に を

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

